



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

- \*1366 昭和42年和歌山県告示第872号(鳥獣保護区の指定)の一部改正 (環境生活総務課)..... 1
- \*1367 昭和52年和歌山県告示第888号(鳥獣保護区の指定)の一部改正 ( " )..... 2
- \*1368 昭和62年和歌山県告示第734号(鳥獣保護区の指定)の一部改正 ( " )..... 3
- \*1369 平成9年和歌山県告示第993号(鳥獣保護区の指定)の一部改正 ( " )..... 4
- \*1370 平成19年和歌山県告示第1237号(鳥獣保護区域内における特別保護地区の指定)の一部改正 ( " )..... 4
- \*1371 特定猟具使用禁止区域の指定 ( " )..... 5
- \*1372 平成25年和歌山県告示第1278号(特定猟具使用禁止区域の指定)の一部改正 ( " )..... 6
- 1373 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課)..... 6
- 1374 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課)..... 7
- 1375 平成29年和歌山県告示第282号(平成29年度随時技能検定の実施)の一部改正 (労働政策課)..... 8
- 1376 森林病虫害等防除法による特別伐倒駆除命令の内容 (森林整備課)..... 9
- 1377 基本測量の実施 (技術調査課)..... 9
- 1378 道路の区域変更 (道路保全課)..... 10
- 1379 道路の供用開始 ( " )..... 10
- 1380 和歌山県領収証書帳及び和歌山県現金収納システム領収証書の無効 (会計課)..... 10

○ 公安委員会告示

- 47 警備員等の検定等に関する規則による和歌山県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務 ..... 11

## 告 示

和歌山県告示第1366号

昭和42年和歌山県告示第872号(鳥獣保護区の指定)の一部を次のように改正し、平成29年11月1日から適用する。

平成29年10月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

本文中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、

「狍鳥獣保護区」を「1(1)名称」に改め、  
(1)名称

同項第3号及び第4号を次のように改める。

- (3) 存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

## (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、紀の川市の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

五百原鳥獣保護区の項中

「五百原鳥獣保護区  
(1) 名称」を「2 (1) 名称」に改め、

同項第2号中「1,372メートル」を「標高1,372メートル」に、「1,363メートル」を「標高1,363メートル」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

## (3) 存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

## (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、田辺市の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意する。

水上鳥獣保護区の項中

「水上鳥獣保護区  
(1) 名称」を「3 (1) 名称」に改め、

同項第3号及び第4号を次のように改める。

## (3) 存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

## (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、田辺市の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意する。

---

**和歌山県告示第1367号**

昭和52年和歌山県告示第888号（鳥獣保護区の指定）の一部を次のように改正し、平成29年11月1日から適用する。

平成29年10月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

本文中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、初島鳥獣保護区の項中

「初島鳥獣保護区  
(1) 名称」を「1 (1) 名称」に改め、

同項第2号中「国道42号線」を「国道42号」に、「さらに」を「更に」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

## (3) 存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

## (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、有田市の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意す

る。

橋本鳥獣保護区の項中

「橋本鳥獣保護区  
(1) 名称」を「2 (1) 名称」に改め、

同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、橋本市の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

#### 和歌山県告示第1368号

昭和62年和歌山県告示第734号(鳥獣保護区の指定)の一部を次のように改正し、平成29年11月1日から適用する。

平成29年10月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

本文中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、花園鳥獣保護区の項中

「花園鳥獣保護区  
(1) 名称」を「1 (1) 名称」に改め、

同項第2号中「花園ふるさとセンター」を「花圃の里」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、かつらぎ町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意する。

岩出紀ノ川鳥獣保護区の項中

「岩出紀ノ川鳥獣保護区  
(1) 名称」を「2 (1) 名称」に改め、

同項第2号中「紀ノ川」を「紀の川」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、岩出市の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

大池鳥獣保護区の項中

「大池鳥獣保護区  
(1) 名称」を「3 (1) 名称」に改め、

同項第2号中「西牟婁郡白浜町大字堅田地内の」を削り、「し、同所から県道田辺白浜線」を「し、同所

から町道内ノ浦線」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、白浜町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

---

**和歌山県告示第1369号**

平成9年和歌山県告示第993号（鳥獣保護区の指定）の一部を次のように改正し、平成29年11月1日から適用する。

平成29年10月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

本文中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、第1項から第4項までを次のように改める。

1 名称

蘇鉄池鳥獣保護区

2 区域

紀の川市西大井地内の市道東国分赤尾線と市道古和田差熊線との交点を起点とし、北へ約250メートル進み市道古和田蘇鉄池線との交点に至り、同所から市道古和田蘇鉄池線に沿って東に約300メートル進み、市道西大井西線との交点に至り、同所から南に約200メートル進み、市道東国分赤尾線との交点に至り、同所から市道東国分赤尾線に沿って西へ約250メートル進み起点に至る線に囲まれた区域

3 存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、紀の川市の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

---

**和歌山県告示第1370号**

平成19年和歌山県告示第1237号（鳥獣保護区域内における特別保護地区の指定）の一部を次のように改正し、平成29年11月1日から適用する。

平成29年10月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

本文中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、第2項中「1,327メートル」を「標高1,327メートル」に、「1,363メートル」を「標高1,363メートル」に、「高野龍神スカイライン道路」を「高野龍神スカイラインの」に、「1,304.2メートル」を「標高1,304.2メートル」に改め、第3項及び第4項を次のように改める。

3 存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、田辺市の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意する。

## 和歌山県告示第1371号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成29年10月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 中津特定猟具使用禁止区域

## (1) 区域

県道御坊美山線と観音寺橋との交点を起点とし、同所から県道御坊美山線を日高川沿いに上流に進み、町道上滝本中央線との交点に至る。更に同町道を日高川沿いに上流に進み県道御坊美山線との交点を経て、関西電力船津発電所ダムとの交点に至り、同所からダムを南進し町道大又岡本線との交点に至り、同町道を日高川沿いに下流に進み県道佐和停車場線との交点に至り、同所から観音寺橋方向に進み起点に至る線に囲まれた区域及び県道御坊美山線と町道高津尾新田線との交点を起点とし、同所から県道御坊美山線を日高川沿いに上流に進み県道たかの金屋線との交点に至り、同線を日高川沿いに上流に進み町道尾曾小原線あやめ橋北詰に至り、同町道を南進し、町道大又岡本線との交点に至り、同町道を日高川沿いに下流に進み町道高津尾新田線と新田橋との交点に至り、同町道を北進し起点に至る線に囲まれた区域

## (2) 存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

## (3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## 2 富田川特定猟具使用禁止区域

## (1) 区域

西牟婁郡白浜町中地内の富田川河口右岸の南端を起点とし、同所から川寄り堤防に沿って上流に進み国道42号の郵便橋に至り、同国道を北東に進み同郡上富田町岩崎不動坂に至り、同所から富田川の川寄り堤防に沿って上流に進み県道生馬橋詰を横断して川寄り堤防と山寄り堤防との交点に至り、同所から山寄り堤防に沿って上流に進み同町岩田立平地内の県道上富田南部線に至り、同所から同県道を北東に進み更に三宝寺橋を経て同県道と分かれ岩田橋右岸橋詰に至り、同所より堤防を上流に進み同町上岩田地区の県道上富田南部線と再び合流し、同所から同県道を北東に進み国道311号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み、田辺市大塔村と田辺市中辺路町との境界に至り、境界線上を富田川左岸に至る。更に同所から富田川左岸を下流に進み、西牟婁郡上富田町市ノ瀬地内南岸の大芝地内を囲み堤防に沿って下流に進み同町下田熊地内の県道岩田保呂線に至り、同県道を南西に進み、郵便橋に至り、同所から国道42号に沿って南西に進み、同郡白浜町富田地内のJR紀勢本線富田鉄橋左岸橋詰に至り、同所から富田川川寄り堤防を下り、高瀬川に接し、同川の右岸を下り同川右岸南端に至り同所から起点に至る線に囲まれた区域

## (2) 存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

## (3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## 3 吉備東部特定猟具使用禁止区域

## (1) 区域

有田郡有田川町大字徳田地内の金屋橋西詰を起点として、同所から有田川左岸を上流に進み、同町大字吉原との大字界に至り、同所から同大字界を南進し、県道吉原湯浅線との交点に至り、同所から同県道を西進し、徳吉隧道西端に至り、同所から県道吉原湯浅線を東進し、奥池の西側を通り町道中池線に至り、同所から同町道を北進し、町道笹尾線との交点に至り、同所から同町道を北進し、町道

切山南線との交点に至り、同所から同町道を北進し、鷹巣池の西側を通り農免道路との交点に至り、同所から同農道を西進し、町道鷹の巣鳥尾池線との交点に至り、同所から同町道を北進し、町道鷹の巣西線との交点に至り、同所から同町道を北進し、県道吉備金屋線との交点に至り、同所から同県道を西進し、町道3号との交点に至り、同所から同町道を北進し、中央大橋に至り、同所から有田川堤防を上流に進み起点に至る線に囲まれた区域

(2) 存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

4 紀の川・岩出特定猟具使用禁止区域

(1) 区域

岩出市宮地内の岩出橋北詰を起点とし、紀の川右岸堤防に沿って東進し、春日川河口を経て、紀の川右岸堤防の岩出市と紀の川市との境界に至り、同所から境界に沿って南進し旧打田町と旧桃山町との境界に至り、同所から同境界を約200メートル東進し、同所から南に進み、紀の川左岸堤防に至り、同所から同堤防に沿って西進し桃山大橋北詰に至り、同所から南西に旧貴志川町と旧桃山町との境界の川中まで進み、同所から県道岩出野上線の岩出市と紀の川市との境界に至り、同所から紀の川左岸堤防を北西に進み市道船戸山崎線との接点に至り、同所から同線を西に進み岩出橋南詰に至り、県道和歌山打田線を北進し、起点に至る線に囲まれた区域

(2) 存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

和歌山県告示第1372号

平成25年和歌山県告示1278号(特定猟具使用禁止区域の指定)の一部を次のように改正し、平成29年11月1日から適用する。

平成29年10月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

本文中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第8項までを1項ずつ繰り上げる。

和歌山県告示第1373号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成29年10月17日指定した。

平成29年10月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
コミック	BOY'Sピアス 11月号	18161-11	サン・メディアレップ
コミック	恋愛天国パラダイス 11月号	09675-11	竹書房
コミック	麗人 11月号	09613-11	竹書房
コミック	ガッシュ 11月号	12467-11	海王社

コミック	月刊マガジンビーボーイ 11月号	18355-11	リブレ
コミック	恋愛チェリーピンク 11月号	12080-11	秋田書店
コミック	恋愛白書パステル 11月号	19625-11	宙出版
コミック	無敵恋愛エス・ガール 11月号	08577-11	ぶんか社
コミック	ドラ 11月号	16695-11	コアマガジン
コミック	シュリプラス 11月号	04321-11	新書館
コミック	アヤ 11月号	18815-11	宙出版
コミック	絶対恋愛Sweet 11月号	15557-11	笠倉出版社
月刊誌	実話BUNKAタブー 11月号	05375-11	コアマガジン
月刊誌	実話ドキュメント 11月号	05303-11	ジェイズ・恵文社
月刊誌	実話ナックルズ 11月号	04877-11	ミリオン出版
月刊誌	エキサイティングマックス! 11月号	02091-11	ぶんか社
雑誌	実話BUNKA超タブー Vol. 26	05376-11	コアマガジン
雑誌	エキサイティングマックス!スペシャル Vol. 115	02092-11	ぶんか社
雑誌	アサ芸シークレット Vol. 48	20018-11/9	徳間書店

## 指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

## 和歌山県告示第1374号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成29年10月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ドラッグコスモス直川店  
和歌山県和歌山市直川567番1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成30年6月21日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,646㎡
- 6 駐車場の収容台数  
60台
- 7 駐輪場の収容台数  
23台
- 8 荷さばき施設の面積  
40㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量  
9.0㎡<sup>3</sup>
- 10 開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時  
閉店時刻 午後10時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数  
3箇所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日  
平成29年10月20日
- 15 届出等の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)  
和歌山市産業まちづくり局産業観光部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成29年10月31日から平成30年2月28日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

#### 和歌山県告示第1375号

平成29年和歌山県告示第282号(平成29年度随時技能検定の実施)の一部を次のように改正し、平成29年11月1日から適用する。

平成29年10月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

本文中「(1)3級、基礎1級」を「(1)3級」に、「(2)基礎2級」を「(2)基礎級」に、「係る基礎1級又は基礎2級」を「係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第57号)第1条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則第61条に掲げる基礎1級若しくは基礎2級」に、「基礎1級及び基礎2級」を「及び基礎級」に、「基礎1級又は基礎2級」を「又は基礎級」に改める。



## 和歌山県告示第1376号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同法第5条第2項の命令の内容となる事項を次のとおり公告する。

平成29年10月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 区域及び期間

## (1) 区域

御坊市、印南町及び白浜町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課、関係振興局農林水産振興部林務課、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## (2) 期間

平成29年11月21日から平成30年3月31日まで

## 2 森林病虫害の種類

松くい虫

## 3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）又は破砕すること。

## 4 命令をしようとする理由

平成29年8月24日から同年10月31日までの間に1の（1）の区域において松林を調査した結果、松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の（1）の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

## 5 その他必要事項

(1) 3に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木等の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、（3）により申請書を提出する場合には、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1の（2）に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、（4）の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

## 和歌山県告示第1377号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成29年10月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 作業の種類 基本測量（オルソ作成）

## 2 作業期間 平成29年12月7日から平成30年2月23日まで

3 作業地域 和歌山県田辺市、日高郡みなべ町、西牟婁郡白浜町及び上富田町

**和歌山県告示第1378号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年10月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 山田御幸辻停車場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
橋本市菖蒲谷字霜臺947番8地先から同市菖蒲谷字霜臺952番1地先まで	旧	7.41 ） 9.34	75.66	
同上	新	10.84 ） 12.81	75.66	

**和歌山県告示第1379号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年10月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 山田御幸辻停車場線

供用開始の区間 橋本市菖蒲谷字霜臺947番8地先から同市菖蒲谷字霜臺952番1地先まで

供用開始の期日 平成29年10月31日

**和歌山県告示第1380号**

次の和歌山県領収証書帳及び和歌山県現金収納システム領収証書は、亡失のため平成29年10月13日付けで無効としたので、公告する。

平成29年10月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

領収証書帳番号	交付年月日	交付先
No. 015616	平成26年11月7日	子ども未来課収納員

システム領収証書番号	交付年月日	交付先

出421	平成20年3月17日	警察本部会計課収納員
会2971	平成22年9月3日	子ども未来課収納員

## 公安委員会告示

### 和歌山県公安委員会告示第47号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表6の項の上欄に規定する和歌山県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行う交通誘導警備業務とし、平成30年4月1日から適用する。

なお、平成19年和歌山県公安委員会告示第10号（警備員等の検定等に関する規則による和歌山県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務）は、同日をもって廃止する。

平成29年10月31日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

路 線	区 間
1 一般国道24号	和歌山県の全域
2 一般国道26号	和歌山県の全域
3 一般国道42号	和歌山県の全域
4 一般国道370号	和歌山県の全域（一般国道24号との重用区間を除く。）
5 一般国道371号	橋本市柱本（府県境）から同市清水212番1地先まで
6 一般国道424号	紀の川市打田588番4地先から海南市沖野々30番3地先まで
7 県道粉河加太線	全域
8 県道和歌山橋本線	和歌山市堀止東一丁目2番33地先から紀の川市貴志川町神戸437番1地先まで
9 県道新和歌浦梅原線	全域（県道粉河加太線との重用区間を除く。）
10 県道和歌山停車場線	全域
11 県道和歌山海南線	和歌山市手平三丁目6番25地先から同市紀三井寺756番1地先まで
12 県道和歌山野上線	和歌山市雑賀屋町東ノ丁71番地先から同市田中町五丁目1番10地先まで
13 県道鳴神木広線	和歌山市田中町五丁目1番10地先から同市鳴神1010番11地先まで
14 県道和歌山阪南線	全域

15 和歌山市道和歌浦中之島紀三井寺線

和歌山市元寺町四丁目17番地先から同市手平三丁目6番25地先まで